

## ■ 関西防災・減災プラン(原子力災害対策編)改訂(中間案)に対するご意見・ご提案に対する広域連合の考え方

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
I 1	計画の目的	1	福島原発事故のような事故は起こらないと想定するのではなく、同程度のことが起こったとしたらと想定すべき。現実には起こったことを起こりえないとするのは、「新しい安全神話」の創造であり、許されない。	本プランは、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備え、策定するものです。
I 6	緊急事態の防護措置	2	<p>[意見] 放射性物質放出前の段階で、PAZ (5km圏) は原則即時避難、UPZ (30km圏) は原則屋内退避、UPZ外 (30km圏外) は注意喚起となっているが、非現実的であり実効性はなく、被爆を前提に作成されている非人道的なものと言わざるを得ない。このような条件下の原発再稼働は許されない。</p> <p>[理由-1] (主旨) 「原災対策指針」の基準ではあるが、放射性物質放出の時間と避難に要する時間を考えると非現実的である。 (説明) 過酷事故後19分で炉心溶融(メルトダウン)、90分でメルトスルーの可能性(関電見解)もあり、避難に最低15～30時間は要する(京都市シミュレーション)ことを考えると放射性物質放出後の避難は非現実的であり、被爆必至の計画と言える。</p> <p>[理由-2] (主旨) 対象区域の人口、複合災害を想定すると避難計画の具体的・現実的作成すら不可能と言える。 (説明) 高浜・大飯・美浜・敦賀発電所のPAZ・UPZ内の人口は約90万人であり、UPZ外の住民も当然自発的避難が想定され、大パニック発生は容易に想定出来る。実効性のある避難計画作成は不可能である。</p> <p>[理由-3] (主旨) 対象区域のインフラは不十分で避難計画実施が極めて難しい。 (説明) イ) 避難ルートの渋滞・孤立化：例えば、大飯発電所は大島半島の先端に在り、同所へ至る10キロ超の県道(200～400mの山と海に挟まれてる)は一本道で渋滞化するし、海沿いがかつ崖崩壊や土石流の警戒区域でもあり事故時に寸断されれば孤立してしまう。これでは事故対応も出来ず、避難計画の実効性はない。その上、避難体制が整うまで屋内退避の方針だが、[理由-1]に依り非現実的である。又、代替経路を設定する方針だが、山間部など事実上代替経路確保が不可能な地域が多い。この場合ヘリや船舶を使う方針だが、自然災害が頻発し、被害も深刻化、広域化している状況下、天候に左右され、少人数しか運搬できないヘリ等は代替手段とはなり得ない。 ロ) 避難バス体制、避難道路体制等課題が未解決：例えば、住民避難で利用するバスは高浜地域で10台程(従業員送迎用)だが、半島5キロ圏内で900名弱の大飯地域で緊急待避が出来るとは到底考えられない。高速道路希望の地区があるが未協議のままである。</p>	<p>本プランは、関西広域連合規約第4条第1項第1号に規定する、広域(2以上の構成府県の区域にまたがる区域)にわたる計画として、広域連合の原子力災害対策の基本となるもので、原子災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)に基づき定められる「原子力災害対策指針(以下「指針」という。)」を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画等と整合するよう策定することとしています。</p> <p>広域連合では、府県域をまたぐ広域避難の円滑な実施に向け、所在県、関係府県等と連携した原子力防災訓練を通じ、本プランや原子力災害に係る広域避難ガイドライン等の見直しを検討するなど、避難計画の実行性の向上に努めて参ります。</p> <p>なお、原子力発電所の再稼働については、No.51のとおりです。</p>

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
			<p>曲がりくねった避難道路の直線化の希望は未検討である。とか課題が山積し未解決であるが、熊本地震のあとでもあり、住民の安心は全くもって得られない状況であり、避難計画の実効性はない。</p> <p>[理由-4]</p> <p>(主旨) UPZ (30km圏) が避難開始する基準は高レベルの放射能となっており、非人道的である。</p> <p>(説明) 当基準は毎時500マイクロシーベルトであり、単純に乗ずれば1年間では4シーベルトという(経過時の減衰勘案でも年2.2シーベルト位)か) 東海村JCO臨界事故が起きた時、生死を分けた数値(6-20シーベルトで2名死亡、1-4.5シーベルトで一時白血球ゼロ)であり、こんな空恐ろしい超高数値を住民避難の基準にすることは、将に「人格権の侵害」である。ちなみに、福島原発が爆発した時、保安院の職員が慌てて郡山に逃げ出したのは、室内が毎時12マイクロシーベルトに上昇した時であった。国際放射線防護委員会(ICRP)の設定している一般人の許容被曝線量は年1ミリシーベルト(毎時0.23マイクロシーベルト)であり、日本も適用しているのは周知の通りである。</p>	
		3	<p>UPZ外の対策(屋内退避のみの対策)は著しく不十分。福島原発事故で実際起こった状況、またはもっと大きな被害を及ぼす事故対応する必要がある。その準備が出来てなければならない。そのような大きな事故が起こった時、関西の市民を守る防災対策を策定すべき。</p> <p>以上は空論の中で言っていることでは無く、原子力規制委員会委員長が自らが原子力規制は安全を保証するものではないと発言している。つまり「これ以上大きな事故を起こさないようにする」と電力会社が分析していても、これより大きな事故が起こらないという保証を原子力規制委員会はしていない。よって、保証がないものに対する対策は当然必要。</p>	<p>UPZ(緊急防護措置を準備する区域。原子力発電施設から概ね30km圏)外の防護措置については、放射性物質の放出前の段階で、原子力施設の状況の悪化に応じて、屋内退避の注意喚起を段階的に実施し、国等の指示により屋内退避を実施します。放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングから得られた測定値が、防護措置の実施を判断する基準であるOILの初期設定値を越える場合には、避難等の更なる防護措置を実施することとしています。</p>
I7	同時発災への対応	4	<p>若狭湾岸に集中して原発が存在するにも関わらず、今回の改訂案においても、複数の原発の同時発災時の対策は何らの具体策も示されていない。</p> <p>「内閣府主導により、高浜地域・大飯分科会合同議において、同時発災における対応方針等の検討(H30.1~)が進められており、議論の進展により当プランにその内容を記載すること」とのみ記載され、プラン未定のままの見切り確定の形にされている。</p> <p>同一湾内への集中立地により、ひとつの地震・津波による同時発災は誰もが想定してる。</p> <p>それに対するプランがまったく未定というのは、対策案として、「未完成」「不十分」であり、発災の場合の事態の重大性からいって、とりあえず未定部分を残したまま再稼働を先行させるというのは、ありえない安全無視・人命無視の暴挙である。</p>	<p>福井エリアでは、平成27年3月に「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置され、高浜発電所、大飯発電所に起因する原子力災害に関し、関係地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応を「緊急時対応」としてそれぞれとりまとめました。両地域の「緊急時対応」では、あらかじめ府県内外への避難先を重複することなく確保するなど、基本的には、高浜・大飯発電所がともに被災したとしても対応できる計画となっていますが、平成30年8月に実施した原子力総合防災訓練の検証等に基づき、更なる検討が進められています。</p> <p>なお、原子力発電所の再稼働については、No.51のとおりです。</p>

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		5	<p>関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）改訂案は以下述べる点で著しく不十分。改正すべき。</p> <p>同時発災が起こるかも知れないことは原子力規制委員会も認めている。しかし、関西広域連合の対策は同時発災に対応していない。関西では大飯原発と高浜原発が既に両方動いている。また福井には原発が多くあり、どの施設にも使用済み燃料があります。事故は何処でも起こりえます。大きな地震が起こった場合、原発の同時発災が当然起こりえる。今回提案されている対策はそれを含まれていない。関西の市民を守る為、同時発災に備える対策を策定すべき。</p> <p>「国と議論中」を理由に対策を整えないのは問題。大事故は「議論中」だから待ってくれる保証はない。「議論中」でもきちんと同時発災が起きた時、関西広域の住民を守ることが必要であり、その対策が必要である。</p> <p>現在の改訂案は複合災害に対応していない。複合災害は充分起こりえる。今前の防災訓練の時でも、雨が降ったり、雪が降ったりで訓練が中止されたりしている。実際事故が起こった場合、「台風の最中だから」「大雪が降っているから」などで放射能放出は止まって待ってくれるわけではない。災害が同時に起きている時の具体的対応が必要。同時災害に耐えられる改訂案を作成すべき。</p>	<p>ご意見の前段については、No.4のとおりです。</p> <p>なお、後段の複合災害への対応については、本プランP8で記載しているとおり、関西防災・減災プランの各災害対策編（①地震・津波災害対策編、②原子力災害対策編、③風水害対策編、④感染症編）に基づき、総合的に対応することとしています。</p>
I 8	計画の見直し	6	<p>計画は繰り返し検証することが必要なので、訓練や研修を積み重ねて、関西防災・減災プランをこれからもブラッシュアップしていくことが重要と考える。</p>	<p>「I 8 計画の見直し」として、「広域避難訓練等の検証結果を反映させるなど、計画の効果や実行性の確保を図る」こととしており、ご意見のとおり、ブラッシュアップしていくことが重要と考えております。</p>

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
II 3	SPEEDI の活用	7	<p>[意見] 「SPEEDIの活用」を削除すべきではない [理由]</p> <p>現行版では、「防護措置の実施の判断を迅速・的確に行うためには、モニタリングによる実測情報に加え、SPEEDI等による予測情報を活用することが有効・国に対し、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を示すよう働きかけていく」としている。</p> <p>しかし、その後の「指針」の改訂（2015年）で、SPEEDI等の予測的手法は使わないとして、「指針」から削除されたことを受け、改訂案でも完全に削除されている。予測的手法を使わず、放射能流出後の実測モニタリングのみで避難を指示するということは、被ばくしながらの避難となってしまう。</p> <p>関西広域連合はこれまで「SPEEDI等の予測を活用した避難」等に関し国に申し入れをしてきました。被ばくしながらの避難を強要しないために、「SPEEDIの活用」を削除せず、予測的手法を活用するよう、今後も国に求めていくべきであり、改訂案に明記すべき。</p>	<p>福島第一原発事故では、SPEEDIによる予測結果と逆方向に放射性物質が放出しました。万が一、原子力災害が発生したとき、いつ、どのような放射性物資が放出されるか正確な把握が困難なことや気象予測の不確実さから、SPEEDIの予測に基づき避難することは、かえって放射線被ばくの影響が増大するおそれがあります。</p> <p>このため、指針では放射性物質の放出後の避難等の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づき実施することとしています。</p> <p>プラン案では、指針に基づき、構成団体等に対し、避難等の判断にSPEEDIによる計算結果を使用することを求めています。</p> <p>なお、「防災基本計画」では、「国は、地方公共団体が、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。」としています。</p>
		8	<p>SPEEDIの活用を国に要求し続けるべき。</p> <p>放射能が出た後の測定値による避難指示では、被ばくしながらの避難であり、受け入れられない。</p> <p>予測するための手段としてSPEEDIの活用をするべき。</p>	
		9	<p>SPEEDIの活用を明記すべき。</p> <p>現行のSPEEDI記述が削除されたことは納得できない。</p>	
		10	<p>現行版にある「SPEEDIの活用」の記載を完全に削除しているが、削除すべきでない。</p> <p>(理由)</p> <p>モニタリングによる避難は、被ばくを前提とするものである。SPEEDIによる予測的手法とモニタリングを組み合わせ、できる限り被ばくを少なくする形で避難が行えるようにすべきである。</p>	
		11	<p>SPEEDIは、これも福島原発事故の教訓として活用すべきだ。国が出すべき情報を出さず、「原発から遠くに離れようとした結果、不要な被爆を招いてしまった。」（当時の福島県浪江町町長発言）ことを2度と起こしてはならない。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
II 3	SPEEDI の活用	12	<p>福島原発事故でSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の精度が高いことが証明されたが、現在原災対策指針からその使用が削除されている。風向きで原子力災害重点区域が変化し避難区域も変わるもので、生命に関わる重要なシステムであり、早急に復帰させるべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>(主旨) 規制委員会はSPEEDI予測が不確実としているが、その予測スピードの早さは避難体制に不可欠である。</p> <p>(説明)</p> <p>イ) 原災対策指針では、元々SPEEDIの使用が明記されていたが、その後削除しモニタリングポスト（放射線測定器）の実測値で避難対応を判断する方針に転換した。SPEEDIの使用については、規制委員会は「予測は不確実で弊害が多い」として原災対策指針から削除し、モニタリングポストの実測値で避難対応を判断する方針に転換した。</p> <p>一方、政府は多くの自治体の要望に鑑み、自治体の責任でSPEEDIを避難に活用することを容認し、近々活用法を示す方針である。SPEEDIは予測に基づき放射性物質の到達前に早い段階で避難或いは避難準備が出来るのが最大の長所である。福島事故時に採用出来なかった為、放射性物質到達地域に避難してしまった苦い経験は周知の通りである。</p> <p>規制委員会は原災対策指針を変更しSPEEDI使用を容認すべきである。尚、SPEEDIを使用すると不安を煽り多くの住民が一斉に避難し混乱するため、使用に反対との意見もあるが、これぞ本末転倒であり、避難など出来ない危険な原発事故であれば廃炉とすれば解決することは自明である。</p> <p>関西広域連合はこれまで「SPEEDI等の予測を活用した避難」を国に申し入れしてきた。被ばくしながらの避難を強要しないために、「SPEEDIの活用」を削除せず、予測的手法を活用するよう、今後も国に求めていくべきである。</p> <p>ロ) モニタリングポストは測定要員が被曝危険を冒して放射性物質到達を待って実測値を確認するもので、所謂後の祭りとなるのは必定である。しかも、圏外へ避難する基準は毎時500マイクロシーベルトを超えた時と定めており、わずか2時間で一般住民の年間被曝線量の上限1ミリシーベルトに達してしまう。これでは、住民の被曝を前提とした基準・計画であり、到底容認出来ない。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
II 3	モニタリング体制の整備	13	<p>モニタリング体制自体不十分であり、早急に充実させるべきである。</p> <p>[理由]  (主旨) 規制委員会はSPEEDI使用を否認し、モニタリングポストで実測値を確認し避難体制を作成する方針だが、避難の基準を測定できないモニタリングポストが多い。  (説明)  イ) 肝心の設置されているモニタリングポストの多くが避難基準の毎時500マイクロシーベルトが高過ぎて測定出来ない状況である。こんな避難計画に実効性は期待出来ない、規制委員会は早急に実態を調査し改めさせるべきである。  ロ) UPZを含む京都府と滋賀県では、ここ数年で、一時移転の基準値20μSv/h 測定の簡易型電子線量計が設置され、それでも既設の高線量モニタリングポスト(100mSv/h) と合わせ83ヶ所(京都47、滋賀36)にすぎず、全く不十分な状態だ。改訂案ではUPZについては「モニタリングポストの追加設置など放射線監視のための体制整備の充実を働きかけていく」としている。  ところが、UPZ外では、モニタリングポストを追加設置せず、航空機・モニタリングカー等の「機動的手法」を使う方針である。これではまともに測定できない。線量率をリアルタイムで測定できるモニタリングポストを多数設置すべきである。福島原発事故では40km以上離れた飯館村も全村避難になった経験を踏まえるべきである。</p>	<p>広域連合では、「国の予算編成等に対する提案」において、実効性のある緊急時モニタリング体制を構築するため、固定型モニタリングポストの追加設置、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の整備に必要な財政支援を行うことや、重点区域外においても、速やかに空間放射線量率を測定するための十分な体制を国において早急に整備することを求めているところです。</p>
		14	<p>[意見] UPZ外にも避難(OIL2、OIL1)の基準値を測れるモニタリングポストを設置すべき</p> <p>[理由]  UPZ外については、航空機やモニタリングカーなど、機動的手法を用いているが、避難(OIL2、OIL1)の基準値を測れるモニタリングポストを設置すべきである。機動的手法では、定点の連続測定ができないため、放射能汚染の状況をリアルタイムに把握することができない。このためモニタリングポストを設置すべきである。「構成府県等が設置している環境放射線モニタリング設備も活用する」としているが、これらは、京都大学原子炉実験所及び近畿大学近辺に設置されているものを除けば避難の基準値を測定することはできないのではないかと。避難の基準値を測定できなければ、避難の判断・指示を行うことは不可能である。このため、避難の基準値を測定できるモニタリングポストを多数設置することが必要である。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
II 5	安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	15	<p>[意見] 安定ヨウ素剤はUPZでも事前配布を明記すべき [理由]</p> <p>3.11事故によって、子どもたちに甲状腺がんが増えている。事故時には、福島県庁に大量のヨウ素剤が備蓄されていたが、住民への配布はほとんど行われなかった。事故の教訓から学ぶべきである。</p> <p>UPZでの事前配布については、米子市・境港市等は既に実施している。</p> <p>改訂案では「事前配布されている地域（島根原発UPZの鳥取県米子・境港市を指すものと思われる）の住民等は、原子力災害対策本部の指示等により服用する」が、「事前配布されていない地域の住民等は、所在県及び関係周辺府県が・・備蓄場所から搬出し配布する安定ヨウ素剤を服用する」としている。</p> <p>事故後に緊急配布することは困難なので、米子・境港市やUPZ外の兵庫県篠山市という連合内の自治体が事前配布していることを重視し、京都府・滋賀県のUPZでも事前配布を進めるべき。</p>	<p>安定ヨウ素剤は、原則1回の服用とされ、服用が早すぎると効果が薄まるなど服用のタイミングが重要です。</p> <p>指針では、PAZ(原子力施設から概ね5km)では、放射性物質の放出前の全面緊急事態に至った時点で直ちに原子力災害対策本部又は地方公共団体が避難及び服用指示を出すため、安定ヨウ素剤が事前配布されています。</p> <p>UPZでは、緊急時モニタリング結果等を勘案し、原子力規制委員会が、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用が必要と判断した場合に、配布・服用できる体制整備が必要とされています。</p> <p>一方、UPZ外は、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、安定ヨウ素剤の備蓄や事前配布は必要ないとされています。</p> <p>プラン案では、指針等に基づき、所在県及び関係周辺府県は、PAZ内及びUPZ内の住民等が速やかに安定ヨウ素剤の服用を行えるように体制を整備することとしています。</p> <p>なお、府県市町村がそれぞれの地域の実情等を踏まえ、UPZ内での事前配布又はUPZ外での備蓄等を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>また、安定ヨウ素剤に不足が生じた場合には、関西電力(株)との覚書に基づき安定ヨウ素剤を確保するとともに、国が備蓄する安定ヨウ素剤の提供を受けることとしています。</p>
		16	<p>安定ヨウ素剤の確保については、緊急を要し、確保しすぎて困ることはないのでは、不足が生じた場合には、各確保先に優先順位をつけずに、原子力事業者、国、周辺自治体に要請をするようにしてはどうか。</p>	
		17	<p>「UPZ内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤配布」とあり、UPZにおいては事前配布をしない方針をとっている。しかし、連合内の自治体（米子市等）でも「事前に配布されている地域」が存在する。これらの地域は、事故後に配布するのでは放射能到達に間に合わない危険性が高いため、事前配布の措置を取っている。他の地域もこの危険性は同様であるから、連合内の他のUPZの地域でも事前配布を行うよう、広域連合として推進していく方針を記載すべきである。</p>	
		18	<p>UPZ圏には最低安定ヨウ素剤の事前配布が必要である。そして、UPZ圏外にも、安定ヨウ素剤を用意すべき。福島県では小児甲状腺患者が200人を超えた。大人の甲状腺患者も増えている。</p> <p>福島県外(関東)の小児甲状腺患者は、検査体制がないため重症化しているとの報告もある。私は大阪北部、大飯・高浜原発から80kmに住んでいる。子どもや孫には安定ヨウ素剤を確保してほしいと常々思っている。関西広域連合として、京都大阪兵庫滋賀など、UPZ圏外でも100km圏には人数分の安定ヨウ素剤(ゼリー錠も含む)を備蓄すべき。</p> <p>岐阜まで取りに行けません。関電15万錠は社員用と言っていた。福島原発事故時も福島県立医大と東電社員はヨウ素剤を服用していたことが明らかになっている。</p> <p>誰をどのように守るのか、もっと具体的に考えるべき。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		19	<p>UPZ外では屋内退避で十分で、安定ヨウ素剤の備蓄も必要ないというのは、福島原発事故の実態を無視している。</p> <p>UPZ外でも避難すべき事態が起り得るものとして、防災・減災プランを立てるべき。その場合、安定ヨウ素剤を服用をしての避難となる。安定ヨウ素剤の備蓄が必要。</p>	
		20	<p>UPZ外にも安定ヨウ素剤の事前配布すべき。</p> <p>屋内退避によって被ばくを軽減できるとの想定に立って、安定ヨウ素剤の服用が不要とする説明は、間違っている。</p> <p>最初に述べたように、屋内退避が有効との前提が誤っている。</p>	
		21	<p>事業者と締結している覚書による貸与と国の備蓄分からの提供を挙げているが、これらは事故後に入手できる保証は全くない。このため、事業者（関電）と国からの提供が保証されているかのような記載はすべきではない。事業者からの貸与分、国の備蓄分は入手できる保証は全くないと明記すべきである。</p> <p>関電の備蓄は、大阪市と福井県嶺南に全15万丸があるだけであり、しかも、それは社員用として備蓄しているものである。このため、確実に貸与される保証は全くない。</p> <p>国の備蓄については、全国で200万丸しかない。且つ、全国5ヶ所に分散しており、しかも関西における備蓄はない。最も近い所でも岡山県と愛知県であり、事故後、放射能が到達し被ばくする前に届けられる保証は全くない。</p> <p>事業者からの貸与、国の備蓄に依存するのではなく、各自治体において、UPZ内では備蓄を強化すべきであり、UPZ外でも備蓄を行うべきである。さらに、UPZ外も含め、事前配布を行うべきである。</p>	



章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		22	<p>「UPZ 外は屋内退避で十分で、安定ヨウ素剤備蓄等の対策は不要」という案には反対。</p> <p>むしろ福島の実験から、もし事故が起こった場合、安定ヨウ素剤の服用が重要になる可能性が極めて高く、したがって安定ヨウ素剤備蓄という対策の必要性は高まっている。</p> <p>(理由)</p> <p>東電福島第一原発事故から7年半ほど経過しましたが、「福島県民健康調査」で問題となった小児甲状腺がんの多発はますます原発事故が原因であることが明らかになっている。</p> <p>通常百万人に1～2人程度の小児甲状腺がんの発症率が事故後の検査で1000人や2000人に1人という異常に高い発症率の割合で生じている。これに対し、「スクリーニング効果」や「過剰診断」が原因だとして放射線の影響とは考えにくいと「検討委員会」などは主張してきた。しかし、自覚症状のない人まで拾ってしまう「スクリーニング効果」だけでは2巡目、3巡目の甲状腺検査でも多発が続いていることは説明できない。また、「過剰診断論」は、多発した小児甲状腺がんの手術を執刀してきた臨床医が甲状腺がんの進行は早く放置できないと主張し事実上否定された。</p> <p>政府や放射線の影響を否定したい専門家がどう言おうと、関西で原発事故が起こった場合、福島の原発事故の教訓を踏まえ、誤った方針を取らないように各自治体の担当者に要望する。</p>	
		23	<p>改訂案は安定ヨウ素剤の「UPZ外の市町村が独自に予防服用体制を構築することを妨げるものではない」と注釈を付けているが、事故後に配布するのが困難であるのは容易に推測される。</p> <p>また、屋内待避では被爆を防げない。UPZ外でも事前配布を進め、甲状腺がんの発症を防ぐ事は、福島原発事故の教訓の一つでもある。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		24	<p>安定ヨウ素剤の事前配布・備蓄の体制が不十分である。体制が整うまでは原発再稼働は認められない。</p> <p>[理由-1]  (主旨) UPZ内では、事前配布が義務化されていないが、事故後の緊急配布は困難であり、事前配布を進めるべきである。  (説明) UPZ内では、「事前配布されていない地域の住民等は、所在県及び関係周辺府県が、管内の所在市町及び関係周辺市町と連携して、備蓄場所から搬出し配布する安定ヨウ素剤を服用する。」との方針であるが、事故後に緊急配布するのは困難であり、米子・境港市やUPZ外の兵庫県篠山市とか連合内の自治体が事前配布していることを踏まえ、京都府・滋賀県でも事前配布を進めるべきである。</p> <p>[理由-2]  (主旨) UPZ外では、服用は不必要としているが、屋内退避では被爆を防ぎきれないので、事前配布・備蓄を進めるべきである。  (説明) UPZ外では、「指針では、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減できることから、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の服用を求めている。」「UPZ外の市町村が独自に予防服用体制を構築することを妨げるものではない」としているが、関西広域連合として各自自治体での備蓄を進める姿勢はない。屋内退避では被爆を防ぎきれないので、事前配布・備蓄を進めるべきである。</p> <p>[理由-3]  (主旨) 非常時用の備蓄が極めて不十分である。これでは「安全」の確保は出来ない、事前配布や関西各自自治体で備蓄を進めるべきである。  (説明) UPZの備蓄場所が使用不能になった場合、また、UPZ外の方が一の場合の備えとして、関電と結んでいる覚書に基づく貸与と、国の備蓄分からの提供を挙げている。しかし、関電の備蓄分は、大阪市と若狭に全15万丸があるだけであり、しかも社員用であり貸与される保証は全くない。国の備蓄も全国で200万丸しかなく、しかも全国5ヶ所に分散し（北海道、福島県、愛知県、岡山県、熊本県）、関西での備蓄はない。近い所でも岡山県と愛知県であり、届けられる保証は全くない。これでは「安全」の確保は出来ない、事前配布や関西各自自治体で備蓄を進めるべきである。</p>	
		25	<p>[意見] UPZ外でも安定ヨウ素剤の備蓄を進めると明記すべき</p> <p>[理由]  今回の改訂で、屋内退避により被ばくが低減できるため、安定ヨウ素剤の備蓄・服用は必要ないとする「指針」の考え方を記載し、国と同じ立場をとっている。「UPZ外の市町村が独自に予防服用体制を構築することを妨げるものではない」との注釈は付けていますが、関西広域連合として各自自治体での備蓄を進める姿勢は全くない。  屋内退避では被ばくを防げない。特に、地震、台風、豪雨等で家屋や避難所が損傷すれば屋内退避もできない。UPZ外でも事前配布や備蓄を進めるべきであり改訂案に反映すべき。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		26	<p>鳥取県の境港市と米子市では、UPZ住民に安定ヨウ素剤の事前配布が行われている。しかし、関西広域連合の計画では、UPZ住民への安定ヨウ素剤配布は、避難時の緊急配布が基本となっている。</p> <p>大混乱が予想される緊急時の配布は可能なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ等では、事前配布にあたって医師や薬剤師による丁寧な問診が行われている。緊急時の1～2分の「問診」で、アレルギーや薬の飲み合わせ等の確認が可能なのか。</li> <li>・自治体職員の負担が一層大きくなるのではないか。</li> <li>・地震や台風等の自然災害と重なれば、避難集合場所まで安定ヨウ素剤を運ぶことは可能か。早期に服用しなければ、効果はない。</li> </ul> <p>福島原発事故時には、大量の安定ヨウ素剤が県庁に備蓄されていたが、自治体や住民にはほとんど配布されることはなかった。当時の配布の実態は、国会事故調査報告書でも示されている。</p> <p>原発事故が起これば、早期の避難と安定ヨウ素剤の服用しか対策はない。</p> <p>福島県の子どもたちの甲状腺がん・疑いは200名を超えている。</p> <p>福島原発事故を教訓として、少なくともUPZ住民には安定ヨウ素剤の事前配布を実施する必要がある。</p> <p>住民の安全を守るため、改訂案に反映させ、速やかに実施すべき</p>	<p>UPZ内の安定ヨウ素剤については、No. 15のとおりです。</p> <p>UPZ内において原子力災害による混乱が予想される緊急時に配布できるように、各市町村で計画を策定するとともに、原子力防災訓練などにより実効性の確保に努めています。</p>
		27	<p>UPZ外でも避難すべき事態が起こり得るものとして、防災・減災プランを立てるべき。その場合、安定ヨウ素剤を服用をしての避難となる。安定ヨウ素剤の備蓄が必要。また避難の基準値を測れるモニタリングポストを設置すべき。</p>	<p>UPZ外の安定ヨウ素剤については、No. 15のとおりです。</p> <p>モニタリングポストの設置については、No. 13のとおりです。</p>
		28	<p>[意見] UPZ外の対策を屋内退避のみでよいとする国の指針に従うべきではない。UPZ外についても、少なくともモニタリングポスト設置、安定ヨウ素剤備蓄を行うべき。</p> <p>[理由]</p> <p>屋内退避で被ばくは低減できるとする国の指針に従っているが、屋内退避で被ばくを防ぐことはできない。さらに、夏季で窓を閉めることができない場合、窓が割れたり、家屋の損壊で屋内退避できない場合等、屋内退避ができないことも当然想定されるべきである。モニタリングポストなしには避難の判断・指示もできない。広域連合には、UPZ外に大規模な人口をかかえる関西地域住民を守る責任があり、屋内退避だけで他の対策を立てないというのは許されない。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
II 6	避難手段の確保	29	<p>[意見] 「自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合には、・・・ヘリコプターや船舶により・・・避難等を実施する」とあるが、避難道が不通となった場合の代替手段をヘリ・船に依存するのは非現実的である。</p> <p>[理由]</p> <p>ヘリ、船が出せるかは天候に大きく左右される。昨今の自然災害多発の状況を鑑みれば、天候に大きく左右される移動手段を代替手段とすべきではない。天候が回復するまで、中長期にわたり、住民は被ばくを強いられる危険性がある。特にヘリについては少人数しか運べず、全く代替手段として現実的でない。屋内退避で被ばくが防げるものではなく、さらに、窓の損傷等により屋内退避が不可能になる危険性が高いことを鑑みれば、中長期にわたり屋内退避を要求することは被ばくの強要である。</p>	<p>「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」では、半島部や中山間地域において、自然災害の発生によりアクセス道が寸断され孤立した場合を想定し、空路や海路での避難を計画しています。道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確に道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めます。</p> <p>なお、不測の事態により、確保した輸送能力で対応できない場合などは、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が支援を実施することとしています。</p>
		30	<p>(5、10、13頁)について避難道が途絶した場合、避難態勢が整うまで屋内退避するとしているが、屋内退避したとしても被ばくは避けられない。特に山間部では木造家屋にしか退避できない地域も多くある。障がい者や高齢者で車のない人等は、遠くの屋内退避施設まで行くことができない場合もある。</p> <p>避難道が途絶した場合を想定し、代替経路を設定するとしているが、山間部等では代替経路がない地域が多くある（高浜町内浦地区、おおい町大島・名田庄地区、綾部市上林地区、高島市朽木・今津地区等）。</p> <p>今夏も、孤立状態になった地域があった。避難道が途絶し、孤立した場合、ヘリや船舶を使うとしているが、自然災害が頻発し、被害も深刻化、広域化している状況を踏まえれば、天候に左右され、少人数しか運搬できないヘリ等は代替手段とはなりえない。</p> <p>屋内退避指示中に、地震等により屋内退避している施設が損傷した場合は、UPZ外の避難所等に避難するとしている。しかし、地震等の複合災害時は道路が不通になっており、避難できるのか。</p>	
		31	<p>広域避難の基本パターンについて、現行のプランでは、5km圏・30km圏の区別なく、バス等による集団避難が基本だったかと思うが、対して、改正案では自家用車が基本と取り扱いが変わっているがなぜか。乗り合いを勧めるとしても、大量の自家用車が一方方向に逃げると、避難時間が余計にかかるのではないかと。スムーズに避難するための方策があるのか。</p>	<p>PAZ内からの避難手段としては、従来より、自家用車により迅速に避難することを基本としていましたが、本プランに明確に記載されていなかったことから、今回の改訂に合わせ、明記したものです。</p> <p>また、避難を円滑に行うための渋滞対策として、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、所在県、関係周辺府県等及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制等の体制を整備することとしています。</p>

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
II 6	避難退域時検査	32	<p>「スクリーニング」を実施する場所の確保に留意すべきである。</p> <p>[理由]  (主旨) 実施に適した場所を確保すべきである。  (説明) 県の防災計画では、避難車両などの被ばく状況をチェックする場所を県内5カ所程でスクリーニングの場所も増やす方針だが、公共施設は避難所になっている場合も多い。民間の敷地は「風評被害」を懸念する声があり、なかなか選定できない。このままでは実効性のあるスクリーニングは不可能である。新天地確保など早急に対策を練るべきである。</p>	<p>所在県及び関係周辺府県では、府県内外への避難を想定し、選定した複数の候補地をあらかじめ準備しています。</p> <p>原子力防災訓練の実施などにより、引き続き、避難退域時検査場所候補地の検証を行ってまいります。</p>
		33	<p>[意見] 「放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない」としているが、PAZからの避難者についても汚染検査を実施すべき</p> <p>[理由]  予防的に避難を開始した場合でも、その後に放射能が放出され、避難途中で被ばくする事態は十分想定される。このため、PAZからの避難者についても、避難の途中に汚染検査を実施すべきである。</p>	<p>指針では、OIL（防護措置の実施を判断する基準）に基づく避難等の際に、避難住民の汚染状態を確認することを目的として実施される検査のことを「避難退域時検査」としていますので、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査対象からは除かれます。</p>
		34	<p>「予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない」方針だが、事後被爆に備え検査すべきである。</p> <p>[理由]  (主旨) 予防的に避難した場合でも、その後放射能流出が起こり、避難途中で被ばくする可能性がある。  (説明) PAZからの避難について「放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない」方針だが、予防的に避難した場合でも、その後放射能流出が起こり、避難途中で被ばくする可能性がある。PAZからの避難者にも、避難者自身の安全と避難先への汚染拡大を防ぐために、避難所に入る前の段階で汚染検査を行うべきである。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		35	<p>[意見] 汚染検査を簡略化しないこと [理由] 改訂案では、避難者の汚染検査について、現行版で「スクリーニング」としている箇所を「避難退域時検査」に変更している。これは、原子力規制委員会が2015年8月の「指針」の改定にあわせたものである。「スクリーニング」は、人の場合は、頭のとっぺんからつま先まで、測定器で体の表面を検査するものである。ところが、「避難退域時検査」では(1)頭部・顔面、(2)手指及び掌、(3)靴底の3ヶ所だけが「指定箇所検査」とされている。 これでは住民の安全を守ることはできない。検査を簡略化すべきではない。 スクリーニングを実施すると明記すべき。</p>	<p>指針において、OILに基づく避難等の際に避難住民の汚染状態を確認することを目的として実施される検査を「避難退域時検査」と呼ぶことを受けて、プラン案でも「避難退域時検査」を使用するもので、検査の簡略化を意図した変更ではありません。 避難退域時検査は、避難等の迅速性を損なわないようにするとともに、健康等への影響を抑えるよう十分留意して行う必要があります。 プラン案では、所在県及び関係周辺府県は、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」等を参考に、それぞれ避難退域時検査等の実施体制を構築することとしています。 なお、全住民の検査を「全身くまなく行う」こととしている府県もあります。</p>
	36	<p>現在の改訂案は汚染検査を簡略化している。これでは避難先に行った時、まず差別に繋がる。(その人が汚染されていないという保証がないから。)また、その後、放射能の影響とみられる症状があった場合、どのくらい汚染を被ったかの証拠がなく、保障を受けることの妨げとなる。関西広域の市民を守る為、汚染検査の簡略化をすべきでない。 速く避難させるのは重要だが、避難先に着く前にきちんと検査が行われる必要がある。この点につき現在の改訂案を改正すべき。</p>		
	37	<p>従来の「スクリーニング」を簡略化し、「避難退域時検査」と変更しているが、元に戻すべきである。 [理由] (主旨) 「スクリーニング」は測定器で体の表面を検査するが、「避難退域時検査」は指定箇所のみ検査する。 (説明) 「スクリーニング」は、人の場合は、頭のとっぺんからつま先まで、測定器で体の表面を検査するが、「避難退域時検査」では①頭部・顔面②手指及び掌③靴底の3ヶ所だけが「指定箇所検査」とされている。 重要な検査を簡略化すべきではない。</p>		
II6	避難行動要支援者の避難	38	<p>要援護者の避難先を考えるべき。優先的に避難させるためには、あらかじめ考えておかないと、避難できない。 福島でもそうだった。もう一度考え直してほしい。</p>	<p>現行プランにおいても、避難行動要支援者の避難にかかる対応等について記載していますが、ご意見の趣旨を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援についてより具体的に次のとおり明示します。 「所在県及び関係周辺府県は、管内市町村に対して、平常時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人一人の個別計画を策定するよう働きかける。」</p>
	39	<p>避難弱者の避難対策を万全にすべき。 要援護者の避難にあたって、避難先、避難手段など、明確に定めておくことが重要。福島原発事故の重要な教訓である。</p>		

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		40	<p>「PAZ内においては、警戒事態で避難の準備を開始し、施設敷地緊急事態で避難を開始するが、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に移動する。UPZ内においては、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態で屋内退避を実施する。事態が進展し、避難等が必要となった際には、避難等を実施する。」との方針だが、避難行動要支援者の受入先・避難車両などの確保は極めて不十分にて、計画作成・実施は非現実的である。このまま原発再稼働は到底認められない。</p> <p>[理由-1]  (主旨) 病院・福祉施設等の要援護者は5km圏外では避難所・病院等の受入先確保が殆ど出来ていない。  (説明) 福井県策定の計画では一応県内避難先施設は選定されているが、他はこれから或いは事故発生時調整となっている。又、選定されていても福祉対応でない通常の体育館であり、福島原発事故での死亡者多発の経験が生かされていない。</p> <p>[理由-2]  (主旨) 福祉車両などの避難用車両が極めて少ない。  (説明) 高齢者や障害者を乗せる福祉車両は高浜地域で25台程(500名収容?)だが、若狭湾地区大飯・高浜・美浜・敦賀の複合災害時に対応出来るとは到底考えられない。</p>	
		41	<p>要援護者の避難先を、あらかじめ決めておくべき。  福祉施設等を具体的に決め、マッチングを行い、移送・受け入れの準備をあらかじめ行っておくべき。  そうでないと、実際に事故が起こった時に、受け入れ態勢がまだできていないからとして、避難ができず、要援護者を放射能汚染地帯に置き去りにすることになってしまう。そのようなことは許されない。</p>	
		42	<p>要援護者の避難先のマッチングが必要。今の改訂案はこれがされていない。これをせずには関西の要援護者は守れておらず、健常者に劣る対応は人権の侵害となる。要援護者の為の対策が著しく不十分。現在のこの状態を正す必要がある。関西の要援護者を守る為現在の案を改正すべき。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		43	<p>「無理に避難すると健康リスクが高まる者（輸送・受け入れ体制など十分な避難準備が完了してから避難）」としているが、この計画では避難行動要支援者の安全は守れないため、避難行動要支援者の健康、安全を守れる計画を出すべき。</p> <p>「放射線防護施設」に移動するというが、そのような施設は限られた数しかない。移動したとしても、介助者はどうすのか、薬の入手はできるのか等、その人の健康を守れる保証はない。しかも周辺にそのような施設がない多くの地域の避難行動要支援者は自宅等に留まるしかない。</p> <p>この計画は避難行動要支援者の健康・安全を守れるものではないし、被ばくを強要するものである。無理に避難すると健康リスクが高まる人の安全・健康を守れる計画が立てられていない以上、この関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）の実効性は全く無いと明記すべきである。</p>	
		44	<p>[意見] 要援護者の避難先施設は、あらかじめ決めておくべき [理由]</p> <p>P A Z ・ U P Z の要援護者の府県内の避難先については、改訂案では「あらかじめ選定」しておくことになっている。福井県が作っている避難計画では病院の入院患者等の県内避難先施設は一応選定されている。しかし、京都府や高島市が作っている避難計画では、府県内の避難先施設は事故が起きてから調整することになっており、「あらかじめ選定」されていない。</p> <p>府県外の避難先については、改訂案では、避難元3府県とも事故後、府県内に避難ができないという状況になった後に「所在県及び関係周辺府県が受入先を調整する」としている。</p> <p>要援護者は優先的に避難すべきとしているにもかかわらず、府県内外いずれも避難先施設のマッチングもまともになされていない。</p> <p>要援護者の避難先施設は事前に決めておく必要がある。早急にマッチングを進めてるべき。</p> <p>マッチングの結果を改訂案にも添付し、公表すべき。</p>	<p>P A Z ・ U P Z 内の医療機関入院患者、社会福祉施設入所者及び介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者については、原則として、所在県及び関係周辺府県が、自府県内のあらかじめ選定された施設から、状況に応じて調整し、決定された施設等に避難することになっています。</p>



章	区分	No.	ご意見・ご提案	
		45	<p>「なんらかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が使用できない場合などの時には、所在県及び関係周辺府県が受け入れ先を調整する」とあるが、これについては2点問題がある。</p> <p>①「あらかじめ選定しておいた」とあるが、あらかじめ選定しておくことは非常に重要なことであり、これについては正しい方針であり、賛成する。ところが、実際には、京都府や滋賀県高島市の避難計画においては、事故発生後に、避難先施設を選定することになっており、あらかじめ選定されていない。福井県がUPZの施設入所者の県内避難先施設をマッチングし、「あらかじめ選定」しているのと比較し、明らかに問題がある。関西広域連合として「あらかじめ選定」という計画を出している以上、広域連合の計画に反し、「あらかじめ選定」していない自治体に対し、「あらかじめ選定」するように要求すべきである。「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」の中に、「『あらかじめ選定』していない自治体に対し、至急選定することを求める。最低限『あらかじめ選定』することなしに、『関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）』は実効性あるものであるとは到底言えない」との記載をすべきである。</p> <p>②「使用できない場合などの時には、・・・関係周辺府県が受け入れ先を調整する」とあるが、あらかじめマッチングしておくべきである。一般住民については、兵庫県への府県外避難について、ある程度、避難所までのマッチングがなされている。これに対して、避難行動要支援者には府県外避難先があるのか不明であり、どこの県に避難するのも全く不明である。このような避難行動要支援者を蔑ろにする計画は許されない。避難行動要支援者の府県外避難先について、どこの施設まで避難するのかまで含めてマッチングすべきである。</p>	広域連合の考え方

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
Ⅱ 10	普及啓 発	46	広域避難については、避難先の住民の理解や認識が十分でないという報道がされている。広域避難では、避難先の住民の理解も重要になるので、関西全体で取り組むべき課題として、各府県内市町にプランの周知を図る必要があると考える。	ご意見を踏まえ、広域避難先の住民理解が進むよう、広域連合管内の市町村への本プラン内容の周知に努めてまいります。
Ⅲ2	複合災 害時に おける 屋内退 避	47	UPZ外では屋内退避で十分というのは、熊本地震のような複数回の地震を無視している。受け入れられない。地震が起き、それにより原発事故が起こる場合、倒壊した家屋、ひびなどが入り気密性が下がった家屋、倒壊の恐れのある家屋に、屋内退避することはできない。	プラン案では、地震等による家屋の倒壊等により、家屋や指定避難所等での屋内退避が困難な場合には、人命の安全確保の観点から、別の指定避難所やあらかじめ設定しているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行うこととしています。
		48	屋内退避は有効な防護措置とならないという前提に立って対策すべき。 (1) 熊本地震で実際に示されたように、地震で破壊された屋内や、繰り返し余震が発生する場合に、損傷した建物の中に長くとどまることはできない。屋内退避を前提とした対策は現実的ではない。 (2) 屋内退避で、被ばくを避けることはできない。	
		49	屋内退避では被ばくを防げない。特に、地震、台風、豪雨等で家屋や避難所が損傷すれば屋内退避もできない。 熊本地震では、震度7が2回発生している。同様の事態が生じることへの対策もない。住民の安全のための実効性ある対策となっていない。	
		50	「UPZ内の別の指定避難所等やUPZ外の避難所へ速やかに避難を実施する」とあるが、地震等により屋内退避施設が損傷し屋内退避継続が不可能となり、且つ、避難道が不通になる等して、避難もできなくなった時の対策を記載すべきである。 上記のような事態は、大地震が起きた時等には当然想定されることであるから、このような時の対策も明示すべきである。対策が明示されないことは許されることではないが、もし対策を明示できないのであれば、「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」に、「このような事態には対処できない。このため、『関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）』には実効性が全く無い。原発の稼働を止めることにより、大事故の発生自体を防ぐことによってしかこの事態を回避できない』と明記すべきである。	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
他	原発の再稼働	51	<p>原発の再稼働を容認しているという出発点からして間違っている。そもそも原発は存在してはならないし、亡くても困らない。廃炉の際の廃棄物処理もできないのに再稼働とは無責任。大事故が起こったときの責任者は誰なのか。</p> <p>避難計画でいろいろ言っているが、原発を再稼働しなければ、UPZ外での屋内避難もヨウ素剤の備蓄も不要である。避難計画そのものが一切不要であり、そんなものに使う時間、お金、人材を他のことに回せるではないか。</p> <p>原発を推進する側は、今だけ、短期間のお金のことしか考えていないのが大間違いである。</p>	<p>原子力発電所の再稼働は、独立性の高い機関として設置された「原子力規制委員会」が新規制基準に適合すると認めた場合に限り進めていくとされています。国は「原発の再稼働を推進する責任は、政府にあり、万が一、災害が発生した場合、国民の生命、身体や財産を守ることは責任を持って対処していく。」と表明しており、広域連合は、再稼働を判断する立場にはありません。</p> <p>本プランは、原子力発電所の存在を前提に、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備え、策定するものであり、ご意見の趣旨を反映することは困難です。</p>
		52	<p>〔意見〕地震や台風等と原発事故が重なれば避難できない。再稼働反対を表明すべき。それを実現するため、東海第二原発の新安全協定のよう、周辺自治体でも再稼働の事前了解を含む安全協定を締結が必要。関西広域連合がリーダーシップを果たすべき。</p> <p>〔理由〕</p> <p>避難道が途絶した場合、避難態勢が整うまで屋内退避するとしているが、屋内退避したとしても被ばくは避けられない。特に山間部では木造家屋にしか退避できない地域も多くある。障がい者や高齢者で車のない人等は、遠くの屋内退避施設まで行くことができない場合もある。</p> <p>避難道が途絶した場合を想定し、代替経路を設定していますが、山間部等では代替経路がない地域が多くあります。避難道が途絶し、孤立した場合、ヘリや船舶を使うとしていますが、自然災害が頻発し、被害も深刻化、広域化している状況を踏まえれば、天候に左右され、少人数しか運搬できないヘリ等は代替手段とはなりえない。</p> <p>自然災害と原発事故が重なれば、避難することはできない。関西の住民の安全を最優先にして、原発の再稼働に反対することを表明し、それを実現させる具体的な取り組みを開始すべき。</p> <p>東海第二原発の新安全協定では、立地自治体だけでなく周辺自治体にも事前了解の権限を含む安全協定が結ばれた。若狭の原発で事故が起これば関西にも甚大な被害が及び、琵琶湖の水も汚染されてしまいます。被害をうける自治体として、東海第二原発の新安全協定と同等の安全協定が必要。そのために、関西広域連合がリーダーシップを果たすべき。</p>	
		53	<p>避難の対策は総じて不十分であり、事故を起こさないためにはまずは原発の再稼働反対を表明すべきである。</p>	
		54	<p>今夏、地震、台風、水害など自然災害が各地で起こり、そのたびに原発は大丈夫かと心配になった。火山噴火も含め、こんな災害多発国では、原発を止めることが、一番重要で緊急の防災対策だと思う。</p> <p>関西広域連合として、まずは再稼働反対表明すべき。</p> <p>政府や電力事業者に原発停止を求めるべき。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		55	<p>原子力事故が地震によって発生することは十分考えられる。その際は、地震によって交通が寸断されるばかりか、家屋が相当な損傷を被ることを想定しなければならない。そのことは熊本地震によって如実に示された。</p> <p>人々は余震を恐れて車内やテント内等の屋外で夜も過ごさざるを得なかった。つまり、道路の被害で逃げることもできず、余震を恐れて傾いた屋内に避難することもできない状態が続いた。</p> <p>そこに放射能の放出が重なれば、被ばくするしかない。原子力防災はこのような熊本の現実を直視し、その教訓をくみ取って立てるべき。</p> <p>そうすると屋内退避は成り立ちません。遠くへ逃げることもままなりません。</p> <p>答えは一つ、原発を止めるしかない。</p> <p>成り立たない防災計画を立てる前に、まずは原発をすべて直ちに止めるよう態度表明すべき。</p>	
		56	<p>つい先だっような地震や台風など、小さいものであっても原発事故が重なれば、地元はもちろんその周辺に住む者は避難ができない。</p> <p>複合災害で避難道が途絶した場合にも、屋内退避は対策などではなく、被ばくを強要するものである。</p> <p>屋内で退避すれば、被ばくしてもわからない。</p> <p>特に山間部では木造家屋にしか退避することができず、障がい者や高齢者で車もない。</p> <p>遠くの避難所まで退避することさえできなくなり、ますます被ばくを強要されることになる。</p> <p>まずは原発の再稼働をすることがないようはっきり反対すべき。</p>	
		57	<p>現状では避難の対策は不十分なので、まず原発の再稼働反対を表明すべき。</p>	
		58	<p>今年の夏の異常気象、大雨や台風、地震などでの被災地の惨状を見るにつけ、これが原発災害と重なったらと思うとぞっとする。原発周辺に住む方々のご心労、いかほどのものか。</p> <p>避難道が確保できるとは到底思えないし、高齢者、障がい者、傷病患者の方々、そのご家族たちはどうすればいいのか。これからどんどん高齢化社会が進むのに。</p> <p>近畿の水がめである琵琶湖が汚染されたら、将来半永久的にどうすることもできない。</p> <p>原発を再稼働させないでほしい。</p>	
		59	<p>ただ、そもそも再稼働さえしなければこのような懸念の必要はなく、再稼働自体に反対です。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		60	<p>[意見] 地震や台風等と原発事故が重なれば避難できない。まずは再稼働反対表明すべき。</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合災害で避難道が途絶した場合に屋内退避を対策とするのは被ばくの強要。避難道が途絶した場合、避難態勢が整うまで屋内退避としている。しかし、屋内退避したとしても被ばくは避けられない。特に山間部では木造家屋にしか退避できない地域も多くある。障がい者や高齢者で車のない人等は、遠くの屋内退避施設まで行くことができない場合もある。</li> <li>・避難道が途絶した場合の代替経路が設定されていない 避難道が途絶した場合を想定し、代替経路を設定としている。しかし、山間部等では代替経路がない地域が多くある（高浜町内浦地区、おおい町大島・名田庄地区、綾部市上林地 区、高島市朽木・今津地区等）。</li> <li>・避難道が途絶した場合もヘリ等で運ぶから大丈夫とするのは非現実的 避難道が途絶し、孤立した場合、ヘリや船舶を使うとしている。しかし、自然災害が頻発し、被害も深刻化、広域化している状況を踏まえれば、天候に左右され、少人数しか運搬できないヘリ等は代替手段とはなりえない。</li> <li>・地震等により屋内退避施設が損傷した場合にUPZ外に避難できるのか屋内退避指示中に、地震等により屋内退避している施設が損傷した場合は、UPZ外の避難所等に避難するとしている。しかし、地震等の複合災害時は道路が不通になっており、避難できるのか。</li> </ul>	
		61	<p>関西広域連合ではかつて7項目を挙げ、国宛に申し入れをした（平成26年12月）。芦屋市も市民が市議会に申し入れを支持することを請願し、全員で可決された。しかし、その後の国、事業者は私たちの願いには耳を貸さず、再稼働の道を進んでいるのは残念。</p> <p>国の指針に基づいた今回の改訂版は、従来のプランに比べきめ細かくなっていると感じる。それはよいことかもしれないが、現実には放射能の影響は少し離れたところでは直線距離によるより、地形、その時の気象状況によるほうが格段に大きいことは既に福島で経験済みである。また、道路等の交通事情が加わりますし、自治体そのものが分断される。圏域による区分は最低の基準を示すとみるべき。</p> <p>去る月26日、芦屋市と連携を結んでいる京丹波町の職員・消防団の方、一般市民の方が避難訓練で当市にお見えになった。私自身は所用と重なり出席できなかったが、出席した友人に様子を聞き、その後、改訂案にパブコメを募集していると聞き及び、普通の市民の目での感想になるが、提出する。</p> <p>京丹波町から途中休憩を入れて1時間半かかった。重大事故が起こった場合のブルームは約2時間で当市に届くと言われている。今回は、実際の訓練というより芦屋の避難施設の見学、両市のコミュニケーションが主な目的だったかもしれないが、実際の事故の場合は移動、除染など計画書のように運べるとはとても思えない。</p>	<p>原子力発電所の再稼働については、No. 51のとおりです。</p> <p>原子力防災訓練などの積み重ねにより、計画の実効性の確保に努めて参ります。</p>

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
		62	<p>計画書は膨大で精緻だが、一般市民がこれを理解することは困難である。計画書の中身を日常生活で備えることは至難の業である。安定ヨウ素にしても、その管理を市民一人ひとりが理解し、いざという時使えるようにするのは難しいと以前聞いたことがある。</p> <p>しかし、事故はおきないという保証はない。そして事故が起きる時は突如として起こる。それゆえ、こういう不安かが解消される道は原発を動かさないことしかない。</p> <p>政策そのものを転換して、動かせば増え続け、動かさなくても既にたまって膨大な放射廃棄物の処理に全力を挙げていただくよう国・電力会社に働きかけるべき。</p>	<p>プラン案では、「10 住民等に対する知識の普及啓発」の中で、広域連合及び構成団体は、国、連携県、関係市町村及び原子力事業者と協力して、住民等に対する普及啓発活動を行うこととしています。</p> <p>原子力発電所の再稼働については、No. 51のとおりです。</p> <p>なお、放射性廃棄物の処理に関しては、使用済み核燃料の処理や、廃炉に向けた対策などについて、広域連合から国に申入れを行っています。</p>
	原発の必要性	63	<p>本計画のような原発事故が起きた際にどのように対応するのも大事なが、そもそも東日本大震災による福島事故で未だに苦しんでいる人がいることを思えば、原発頼みの電力供給方法を見直し、原発をなくすといった議論も必要ではないか。</p>	<p>電源構成については、国のエネルギー政策として決定することであり、広域連合から国に対して、「原子力発電に相当程度依存する現在のエネルギー政策を早期に転換すべき」と申入れを行っています。</p>
	計画の手続き	64	<p>[意見] 「避難計画」は、原子力発電所過酷事故対策規制の枠組み上、最終段階の「深層防護第5層：放射性物質の環境への大規模な放出に対する防災対策」として最も重要と位置付けされている。「原発の安全性」を確保する為、本件（関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）改訂（中間案））は「原子力災害対策指針」（以下、原災対策指針）を作成している原子力規制委員会（以下、規制委員会）の承認を得るべきである。</p> <p>[理由-1]</p> <p>(主旨) 規制委員会は防災計画（「避難計画」含む）作成を指導・助言し審査する責任がある。</p> <p>(説明)</p> <p>1. 「原災対策指針」</p> <p>規制委員会は「原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）」に基づき「原災対策指針」を作成し、原子力事業者・市町村等が「住民の視点に立った防災計画を策定すること」と定めている当事者であり、事業者を指導する立場である自治体の長に、防災計画策定に関わる勧告・報告・改善を求める責任がある。本件は関係12地方自治体が参加している関西広域連合が作成しているが、各自治体作成の「避難計画」を広域的に補完・支援する趣旨のものであり、各自治体に対すると同様に規制委員会は当事者であり防災計画策定に関わる勧告・報告・改善を求める責任がある。</p>	<p>本プランは、関西広域連合規約第4条第1項第1号に規定する、広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域）にわたる計画として、広域連合の原子力災害対策の基本となるもので、原災法に基づき定められる指針を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画等と整合するよう策定することとしています。</p>

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
			<p>2. 「原災法」第32条(立入検査)具体的には、「原災法」第32条(立入検査)にて「・・・規制委員会・・・は、・・・その職員に原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」と権限が付与されている。</p> <p>3. 「原災法」第30条(原子力防災専門官(以下原災専門官))          かつ「原災法」第30条(原災専門官)にて「原災専門官は、・・・原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、・・・その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。」と義務が負荷されている。          この原災専門官は規制委員会の事務局である原子力規制庁(全国の各原発分庁)に30名配属されていることは周知の通りである。</p> <p>2. 「原災法」第32条(立入検査)具体的には、「原災法」第32条(立入検査)にて「・・・規制委員会・・・は、・・・その職員に原子力事業所に立ち入り、原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。」と権限が付与されている。</p> <p>3. 「原災法」第30条(原子力防災専門官(以下原災専門官))          かつ「原災法」第30条(原災専門官)にて「原災専門官は、・・・原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、・・・その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体が行う情報の収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。」と義務が負荷されている。          この原災専門官は規制委員会の事務局である原子力規制庁(全国の各原発分庁)に30名配属されていることは周知の通りである。</p> <p>4. 「原子力災害対策マニュアル」(以下、原災対策マニュアル)又、実際の原子力災害対策体制として内閣総理大臣のもと内閣府及び規制委員会は、初動体制(平時及び緊急時の両方で規制委員会と内閣府原子力防災担当部門との連携を確保するため、内閣府の原子力防災担当部門に置かれる審議官については、原子力規制庁の審議官をもって充てることとする)を作り、当該事業所及び自治体を含む関係部署との総合調整を図る本部となっていることは、「原災対策マニュアル」(2012年10月19日 原子力防災会議幹事会作成(2013/14/15/16/17各年一部改訂))にも明らかである。</p>	

章	区分	No.	ご意見・ご提案	広域連合の考え方
			<p>5. 規制委員会の責任</p> <p>しかるに規制委員会は、「避難計画は地方自治体の問題であり規制委員会は関知せざるもの」と表明しているのは無責任かつ当事者意識に欠けると言わざるを得ない。これでは「原発の安全性」は確保できない。従って、規制委員会が承認手続きを忌避する場合は原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）にその旨抗議・申し入れし実現化を図るべきである。</p> <p>[理由-2]</p> <p>(主旨)「避難計画」を規制委員会の審査対象とするのは世界基準である。</p> <p>(説明)</p> <p>周知の通り米国の原子力規制委員会では避難計画も審査対象としており、それが世界的基準である。実際ニューヨーク州で建設されたショールーム原発が、細長い半島に位置して避難が殆ど不可能として反対運動もあり稼働不認可・廃炉と成っている。</p>	